

税理士情報ネットワーク

TAINS

Tax Accountant Information Network System



税務訴訟における違憲判断の境界 ― 適用違憲と判断された事例 ―

正木 洋子〔目黒〕

はじめに

最高裁は本年7月、非嫡出子(婚外子)の法定相続分を嫡出子(婚内子)の半分と定めた民法900条の合憲性が争われた家事審判事件の特別抗告審で、第三小法廷から大法廷への回付を決定しました。今回、違憲判断の可能性も示唆されています。

違憲判断には法令違憲と適用違憲があります。法令違憲は、法令自体が違憲であるとしてその効力を否定するのですが、適用違憲は、法令自体は合憲としながらも、当該事件への適用に限って違憲と判断するものです。

今回は、適用違憲に関する民事及び税務の事例をご紹介します。是非とも読んでほしいと思います。

1 非嫡出子の遺留分について適用違憲と判断

〈その他 平22・3・10東京高裁・Z99915193・原判決変更・上告〉
被相続人甲は死亡するまで一度も結婚しませんでした。甲の被相続人は非嫡出子である被相続人乙、養子である控訴人丙及び丁の3人がいます。乙は、甲の死亡後遺留分減殺請求の意思表示をし、相続財産に対し乙の遺留分6分の1を有することの確認等を求め提訴

2 遡及立法について適用違憲と判断

なるから、被控訴人の遺留分は6分の1となる。
〈所得税・平20・1・29福岡地裁・Z88813112・全部取消し・被告控訴〉
原告Xは、平成16年3月10日に自宅マンションを第三者に譲渡したことにより長期譲渡所得の計算上損失が生じたとして、福岡税務署長に対し平成16年分所得税に係る更正の請求をしたところ、同税務署長から、同年4月1日施行の法律の改正により、同年1月1日以後に行われたXの譲渡に係る損失金額を他の所得と損益通算はできなくなった(措法31、改正附則27①)として、更正すべき理由がない旨の通知処分を受けた。

3 旧措置法69条の4の適用は違憲と判断

原告は、平成3年8月7日相続開始に係る相続税について、本件土地を旧措置法69条の4(相続開始前3年以内に取得等をした土地等又は建物等)についての相続税の課税価格の計算の特例(を適用して、課税価格23億5109万5000円、納付すべき税額13億9036万6500円)とする相続税の申告書を提出しました。
その後原告は、本件土地の相続税22条という時価は9億5820万円であるとして、課税価格11億2897万1000円、納付すべき税額5億5663万5000円とする更正の請求をしたところ、被告税務署長は、更正すべき理由がない旨の通知処分を行いました。

行ふ必要性・合理性(とりわけ、損益通算目的の駆込みの不動産売却を防止する必要性など)は一定程度認められはするものの、本件改正の遡及適用が国民に対して法的安定性又は予見可能性を害しないものであるということはできない。そうすると、本件改正は、特例措置の適用もなく、損益通算の適用を受けられなくなった原告に適用される限りにおいては、租税法規不遡及の原則に違反し、違憲無効といふべきである。

〈判断〉
(1) 租税法規不遡及の原則については、憲法上明文の規定はないものの、憲法84条が規定している租税法主主義は国民に不利益を及ぼす租税法規の遡及適用を禁止していると解すべきである。
(2) しかし、租税法規不遡及の原則は絶対的なものでなく、租税の性質、遡及適用の必要性や合理性、国民に与える不利益の程度やこれに対する救済措置の内容、当該法改正についての国民への周知状況等を総合勘案し、遡及立法をしても国民の経済生活の法的安定性又は予見可能性を害しない場合には、例外的に、租税法規不遡及の原則に違反せず、憲法上許容されると解するのが相当である。
(3) 本件改正で遡及適用を

な高騰による租税回避行為を防止することを目的に立法されたものであるところ、本件特例がその立法目的との関連で著しく合理性を欠くことが明らかである。とまではいえず、本件特例の法令自体を憲法違反であるとすることはできない。
(2) 本件土地の実勢価格は、その取得時に比べて相続時にはいずれも約57%減と著しく下落しており、現実にも本件相続によって原告が相続した純資産価額は約11億3000万円であるのに対し、本件土地について本件特例を適用した場合の原告の納付すべき税額は約14億3700万円にも上ることになる。このような事態が著しく不合理であることは明白であり、したがって、本件土地の相続については本件特例を適用することはできないといふべきである。

〈判断〉
(1) 本件特例は地価の急激

上記2及び3で紹介した判決は、控訴審において原裁判取消しという結果になり、いずれも、適用違憲は確定していません。
違憲審査に関する事例で必ず引用される昭和60年3月27日最高裁大法廷判決では、裁判所は基本的に立法府の裁量的判断を尊重せざるを得ないとしています。そうであれば、納税者としては、より立法・行政の透明性を高めるために、情報公開の徹底を求めるべきではないでしょうか。

最後に

収録内容に関するお問合せはデータベース編集室 03・5496・1416

03・5496・1416

iCompassリモートPCで、出先も事務所と同じ仕事環境になる。

インターネットが利用できる環境なら、iCompassリモートPCで、どこからでも事務所のパソコンを遠隔操作! 設備購入や特別な準備は必要なく、導入後即使えます。



書類を忘れた。
事務所には誰もいない...
事務所のパソコンを遠隔操作できるから、データを瞬時に呼び出せる。
よかった、ほつ。
パソコンを持ち歩くたびに、盗難や情報漏洩のことで内心ヒヤヒヤ...
出先から事務所のパソコンを操作できるから、もうその心配は無用。
よかった、ほつ。

顧客先でデータの部分修正が必要になった...
事務所のパソコンを遠隔操作して即修正。
よかった、ほつ。



MJSイメージキャラクター ラスマス 確保

書類やパソコンを持ち歩く必要がなく、セキュリティは万全。顧問先も、きっと大満足!

インターネットが利用できる環境なら、どこからでも事務所のパソコンにアクセスして遠隔操作がOK。書類やパソコンを持ち歩く必要はありません。在宅勤務や外回りを行う職員の方も、事務所にいるのと同じように処理できます。パソコンの盗難・紛失が防げ、情報漏洩の心配もなくなって、セキュリティは万全!

